

新潟市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月27日

新潟市選挙管理委員会

委員長 真島 義郎

新潟市選挙管理委員会訓令第4号

新潟市選挙管理委員会事務局規程の一部を改正する規程

新潟市選挙管理委員会事務局規程（昭和36年新潟市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び事務局次長」を「，事務局次長及び事務局次長補佐」に改める。

第5条第4項中「前3項」を「前各項」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 事務局次長補佐は，上司を補佐し，その命を受けて所掌事務を掌理し，職員を指揮監督する。

第6条中「事務局次長」を「事務局次長補佐，事務局次長」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 事務局長が専決する事項について，事務局長及び事務局次長が不在のときで，急施を要する場合又は事案の処理についてあらかじめ事務局長及び事務局次長の指示を受けたものに限り事務局次長補佐がその事務を代決することができる。

第8条に次の1項を加える。

2 事務局次長に事故があるとき，又は事務局次長が欠けたときは，事務局次長補佐がその職務を代理する。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。